

久留米市の取組み（令和4年度までの主な取組み）

※各取組みには、「関係を豊かにする」「寄り添う体制を整える」「地域をともに創る人を育む」の要素が複数あるが、性質的により強いものに分類している。

※令和3年度から開始した「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」。当該事業に位置付けられている各事業については、「★重層事業★」と表記している。

1 <関係を豊かにする>ための取組み

新規

- (1) 地域共生社会を実現するプラットフォームの検討・検証〔令和2年度〕（地域福祉課）
 - ・包括的支援体制構築事業として、地域共生社会を実現するために必要なプラットフォームのあり方を模索・検証。世代を超え、暮らしの中で緩やかに関わり合える居場所や関係性の構築、若い世代が地域と関わる機会の創出に取り組んだ。
- (2) 参加支援事業の取組み〔令和3年度～〕（地域福祉課） **★重層事業★**
 - ・既存の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用・創出し、社会とのつながり作りを行う参加支援事業を開始。
 - ・個別支援だけではなく、個人が抱えるニーズや課題に対応できる環境整備にも取り組み、ダイバーシティ就労支援に関する相談窓口の設置や協力企業の募集を実施。
- (3) 中央公園官民連携魅力創出事業による人のつながりや場の創出〔令和4年度～〕（公園緑化推進課）
 - ・中央公園に、官民連携で賑わいを創出する公園及び地域の核となる施設として、「KURUMERU」を開設。民間事業者による地域と連携したイベントや子育て支援団体によるワークショップが開催されている。

拡充

- (1) 支え合い推進会議（第2層協議体）の推進（地域福祉課） **★重層事業★**
 - ・令和4年度までに、支え合い推進会議（第2層協議体）が市内全46校区に設置。市と市社協それぞれに生活支援コーディネーターを配置し、運営を支援する体制を整備。
 - ・支え合い推進会議補助金について、令和3年度に「新たな交流の場」の創設に対する補助を拡充し、誰もが集える場の拡充を推進。
 - ・各校区の特徴を生かし、既存の活動の充実や新たな活動の創出に向けた協議が進み、地域ニーズに応じたサロンの設置やボランティアグループの立ち上げなど、具体的な成果が生まれている。
- (2) くるめ見守りネットワークの推進（地域福祉課）
 - ・高齢者をはじめ、すべての市民が地域から孤立することなく安心して暮らせるよう、「くるめ見守りネットワーク」を推進。令和4年度末時点で、協力事業者は164事業者に拡大。（R2：106事業者）
- (3) 青色防犯パトロール活動を通じた防犯意識の啓発（安全安心推進課）
 - ・青色防犯パトロール活動を通じ、高齢者が被害に遭いやすいニセ電話詐欺の未然防止に向けた注意喚起を実施し、地域と協働した防犯意識の啓発を進めた。
- (4) 子ども食堂事業の推進（子ども政策課）
 - ・子ども食堂の試行を促進する補助制度を新設。
 - ・子ども食堂が感染症対策としてお弁当配布方式による食堂を実施した際の容器の購入や、消毒用品等の購入など、感染症対策に伴うコスト増への財政支援を実施。

●感染症の影響に対応した取組み●

新規 つながり届く市民活動推進補助金の創設 [令和2年度～] (協働推進課)

- ・感染症の影響により生活が困窮した世帯に食料を届けるフードバンクやフードドライブを推進する補助金を創設。

新規 支援対象児童等見守り強化事業の開始 [令和2年度～] (家庭子ども相談課)

- ・学校の休校や外出自粛等により、地域で子どもを見守る機会が減少し、児童虐待リスクの高まりが懸念された。単なる食事提供や学習支援にとどまることなく、対象家庭が地域とのつながりを持てるよう、民間団体等が家庭訪問等を行い、子どもを見守る体制を強化。

拡充 健康ウォーキング事業の推進 (健康推進課)

- ・感染症の影響により、ウォーキングイベントの中止や延期が相次ぐ中、スマートフォンアプリを活用し、一人で歩いてもチームに貢献できるような仕組みを導入。各校区で、引き続きチームで取り組めるイベントとして開催できるようにした。

2 <寄り添う体制を整える>ための取組み

新規

(1) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の取組み [令和3年度～] (地域福祉課) ★重層事業★

- ・支え合い推進会議等での情報収集、各支援関係機関や民生委員等からの相談により、狭間の課題を抱える人の支援ニーズを把握し、地域と連携しながら支援を届ける事業を開始。

(2) 多機関協働事業の取組み [令和3年度～] (地域福祉課・関係各課) ★重層事業★

- ・複雑化・複合化し進展が見込まれないケースや、制度の狭間のケースについて、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を調整したり、必要な社会資源を検討する多機関協働事業を開始。

(3) 支え合うプラン取組推進事業の取組み [令和3年度～] (地域福祉課) ★重層事業★

- ・フォーマルサービスとインフォーマルサービスの両輪による地域づくりに必要な視点や仕組みを、市と民間団体が協働して検討・検証。令和4年度には、「久留米らしい重なり方デザイン事業」として、個別事例をもとに、フォーマルとインフォーマルが協働する支援の在り方やその可能性について実践・検証。

(4) 外国人住民への相談支援の取組み [令和2年度～] (広聴・相談課)

- ・令和2年度に、英語でコミュニケーションが可能な相談員を配置した外国人相談窓口を開設。令和4年度からは、16か国語に対応している多言語映像通訳機を導入し、外国人住民の困りごとに対応する体制を整備。
- ・令和3年度から、「外国人住民のための日本語教室」を開始。ごみや災害など、生活オリエンテーションを実施。

(5) 男性相談に関する取組み [令和3年度～] (男女平等推進センター)

- ・男性のための電話相談を開設。男性や性自認が男性であるセクシュアル・マイノリティの方々が抱える「男らしさ」や「男のくせに」といったジェンダーに起因する悩みに対応し、男女共同参画への知識をもった男性の臨床心理士が相談を受け、必要に応じて関係機関や対応窓口との連携を図る。

- (6) ヤングケアラー支援に関する取組み〔令和4年度～〕（こども子育てサポートセンター）
- ・ヤングケアラー相談窓口を開設。福祉・医療・教育に関わる機関・団体・事業者・地域などの関係者が連携しながら、ヤングケアラーを早期発見し、切れ目のない寄り添った支援を行っている。
- (7) 若者相談に関する取組み〔令和4年度～〕（青少年育成課）
- ・概ね中学校卒業後～39歳までの若者を対象とする相談窓口を開設。関係機関・団体等と連携協力しながら、適切な支援機関等の情報提供、マッチング等、一人一人に寄り添った支援を実施。同じような悩み・困難を抱える者同士の交流の場や仲間づくりのサポート等も目指している。
- (8) 子育て支援に関する取組み〔令和3年度～〕
- ・令和3年度から、保護者が支援を受け入れやすくなるよう、家庭訪問の際に育児用品を配布する事業を開始。専門職が育児不安の軽減や子育てに関する情報提供を行い、虐待の予防や早期発見につなげている。（こども子育てサポートセンター）
 - ・令和4年度から、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出産後（赤ちゃん訪問時）に専門職が面談し、様々なニーズに応じたサービスを紹介する出産・子育て応援伴走型相談支援事業を開始。出産・子育て応援給付金事業と一体的に実施することで実効性を高め、マタニティ交流会への案内など妊婦同士のつながりづくりにも取り組んだ。（こども子育てサポートセンター）
 - ・令和4年度から、継続的に関わりが必要と考えられる家庭において、保護者が支援を受け入れやすくなるよう、家庭訪問の際に育児用品等の配布を行い、児童虐待の未然防止を図る子育て支援訪問事業を開始。養育環境の把握を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、継続した支援を行う。（家庭子ども相談課）
- (9) 住宅確保要配慮者に対する居住支援〔令和3年度～〕（住宅政策課・関係各課）
- ・居住支援を中心として、就労や緊急生活支援など総合的支援体制を構築するため、令和4年3月に「久留米市居住支援協議会」が設立。
 - ・各種団体や住宅部局、福祉部局などの行政機関、障害者基幹相談支援センター、生活自立支援センターなどの相談支援機関が連携し、住宅確保要配慮者に対して、居住支援、見守りなどの生活支援等に取り組んでいる。
- (10) 再犯防止に関する取組み〔令和4年度～〕（地域福祉課）
- ・「くろめ支え合うプラン」の分冊として、「久留米市再犯防止推進計画」を策定。久留米保護区保護司会など更生保護の関連団体等と連携し、取組みを推進。
- (11) 成年後見制度に係る中核機関の設置〔令和3年度～〕（長寿支援課）
- ・認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人やその親族、弁護士などの専門職団体、地域の関係機関等のネットワークをコーディネートする中核機関を設置し、必要な人が成年後見制度を利用できるような連携体制を整備。
 - ・中核機関の機能の一つである「受任調整」を実施し、利用者がメリットを実感できる後見人等が選任されるように、申立の妥当性やあり方、後見人等に求められる業務等を審議している。
- (12) 子どもの権利等啓発事業〔令和3年度～〕（家庭子ども相談課）
- ・子どもが自らの権利や相談方法、相談先などを学ぶため、久留米市立の全小学校4年生及び特別支援学校の児童・生徒を対象にワークショップを実施。あわせて、教職員や保護者、地域住民等に対して啓発を行った。

新規・拡充

(1) 自殺対策に関する取組み〔令和3年度～〕(保健予防課)

- ・救急病院に搬送された自殺未遂者に対して、救急病院からの情報提供により、保健所の支援事業につなげる取組みを開始。
- ・誰もがストレスのセルフケア方法を学び、実践できるように啓発するマインドフルネス講座を実施。
- ・生きづらさを抱える市民が身近な場所で相談できるよう「こころの相談カフェ」の開設日や時間を見直し、利便性向上に取り組んだ。
- ・SOS の出し方教育の実施校を拡大し、久留米市立の全中学校、高等学校で生徒向け、教職員向けに実施。(R2:中学校5校、高等学校2校)
- ・ゲートキーパー研修を生命保険会社・損害保険会社等で実施し、職域でのゲートキーパー養成の拡充に取り組んだ。

(2) 防災意識の啓発に関する取組み〔令和4年度～〕

- ・地域が行う排水路・河川等の清掃活動を企業や行政、ボランティアなどが協働で取り組むことで、防災意識の高揚と浸水被害の軽減を図る取組みを開始。(公園土木管理事務所)
- ・北野地域の外国人技能実習生に対し、災害時避難支援講座を実施。災害時対応の学習、避難ルートマップの作成、意見交換等を実施。(北野総合支所文化スポーツ課)
- ・令和4年度に、保健師の地区活動にて、大雨の時期の前に防災啓発チラシを用いて民生委員会やふれあい班長会等に対して啓発を実施。(地域保健課)

拡充

(1) 避難行動要支援者支援の取組み(地域福祉課)

- ・高齢者や障害者など、災害時の避難行動に支援が必要な方を地域で支えるための避難行動要支援者名簿への登録を進め、名簿を活用した図上訓練をこれまでに全校区で実施。
- ・令和3年度からは、避難行動要支援者などが自ら災害時の個別避難計画を作成する出前講座「自分でつくる災害時マイプラン」を設定。

(2) 応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)の供与(住宅政策課)

- ・令和2年12月に「公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 久留米支部」と覚書を締結。災害救助法に基づく応急仮設住宅が必要となった際に、速やかに民間賃貸住宅の借り上げによる住宅(応急借上げ住宅)を被災者に供与できる体制を整えた。

●感染症の影響に対応した取組み●

新規 居住不安定者等居宅生活移行支援事業の開始〔令和3年度～〕(生活支援第2課)

- ・感染症の影響により生活に困窮し、住まいを失った方等に対する入居支援および入居後の見守り支援を開始。

新規 生理用品配布事業の開始〔令和3年度～〕(男女平等政策課)

- ・感染症の影響により、様々な困難を抱える方に対し、生理用品を配布するとともに相談窓口を周知し、必要な支援につなぐことを目的に実施。

拡充 生活困窮者自立支援事業の拡充(生活支援第2課)

★重層事業★

- ・感染症の影響による経済状況の悪化を受け急増した相談需要に対応し、令和4年度から相談員3名を増員し相談体制を拡充。複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に対して、課題の評価分析や支援プランの作成等、伴走型の支援を行っている。
- ・コロナ禍でも就労支援を継続できるよう、ICT機器を導入し、eラーニングを通じた就労対策講座を実施。

3 <地域をともに創る人を育む>ための取組み

新規

- (1) 市民活動と企業・事業者とのコーディネート [令和4年度～] (協働推進課)
 - ・社会貢献活動に前向きな企業・事業者と多様な地域課題に取り組む市民活動団体との交流会開催など連携の推進に取り組んだ。
- (2) 移動スーパー事業に取り組む事業者への支援 [令和2年度～] (商工政策課)
 - ・地域における買い物環境の維持・向上に資するため、スーパー等と連携して移動販売を行う事業者に対して新規立ち上げ等に係る経費を補助。

拡充

- (1) 市民活動・絆づくり推進補助金の見直し (協働推進課) ★重層事業★
 - ・補助要件について、団体独自の発想を活かしたさまざまな活動を支援できるよう、対象を限定していた「活動の区分」を廃止し、補助対象を拡大。
 - ・市との協働部門について、市と団体がそれぞれの強みを生かしながら協働し取り組めるよう、市が具体的な行政課題をテーマとして提示する方法に見直し。
- (2) 「くるめ支え合うプラン」の理念の広報・啓発 (地域福祉課)
 - ・令和2年度は、より多くの市民に「くるめ支え合うプラン」の理念を届けるため、概要版、わかりやすい版、英訳版、動画を作成。
 - ・令和3年度から、支え合いの活動や取り組み、それに関わる人や団体、市の制度や事業などを紹介する、地域福祉マガジン“グッチョ”を発行。

●感染症の影響に対応した取組み●

- 拡充** 校区コミュニティ組織運営費等補助事業の拡充 [令和2～4年度] (地域コミュニティ課)
- ・感染症の影響による地域活動の停滞を防ぐため、校区コミュニティ組織の感染症対策やまちづくりへのICT活用に対する財政支援を拡充。

○中間総括

令和2年度～4年度は、感染症の影響により、人々が交流する機会が減ったり配慮が必要な状況であった。また、地域コミュニティ組織や市民活動団体、社会福祉法人、学校、事業者による支え合い活動が制限されたりした。

その中でも、多様な主体において、感染予防対策等を講じながら、必要な支え合い活動の継続、感染症の影響を受けた支援ニーズへの対応や狭間の課題を抱える人への対応等、取組みが実施された。市社会福祉協議会及び市においても、プランに基づく取組みを着実に進めるのに加え、コロナ禍において、特に高まった支援ニーズへの対応や地域コミュニティ組織や市民活動団体等の活動が継続できるための支援を行った。

このように、個別の取組みを進めた部分もあるが、感染症の影響もあり、取組みの効果が成果指標に影響を及ぼすまでには至っていない。今後、新たなライフスタイルや価値観も視野に入れ、フォーマル・インフォーマルの連携による狭間の課題への対応、日頃から気にかけて地域づくり、多世代・多分野の交流、地域での支え合いを実感できる場や機会の創出を促すなど、目標達成に向けた更なる取組みの推進を図る必要がある。